

函館市鳥獣捕獲許可取扱要領

第1 総 則

この要領は、北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）第2条の規定により、函館市が処理することとされた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）に基づく鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とする鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等の許可に関する事務について、法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）および鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年北海道規則第58号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 捕獲許可の基本的な考え方

鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等の許可（以下「捕獲許可」という。）については、鳥獣による生活環境の悪化、農林水産物被害または人身への危害等（以下「被害」という。）の状況および被害の防除対策の実施状況を的確に把握し、被害が生じているかまたはそのおそれがあり、原則として防除対策を講じても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。

第3 捕獲許可の審査基準

1 捕獲許可申請者等

(1) 捕獲許可の申請者は、次に掲げる者とする。

ア 被害を受けている者または被害を受けるおそれのある者（以下「被害者」という。）

イ 国、地方公共団体および法第9条第8項の規定による環境大臣が定める法人（以下「法人」という。）

ウ 被害者もしくは法人等から鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等（以下「捕獲等または採取等」という。）の依頼を受けた者

(2) 捕獲等または採取等に従事する者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 本市行政区域内に住所地を有する者。ただし、本市行政区域内に捕獲等または採取等に従事するものがない場合は、この限りでない。

イ 法第2条第2項の規定による法定猟法を使用して鳥獣の捕獲等しようとする者は、許可申請日前1年間に、法第55条第1項の規定による北海道知事の狩猟者登録を受けている者もしくは鳥獣の捕獲等により生ずる損害に対する賠償能力を備える狩猟免許を有する者。ただし、次の者はその限りでない。

① 垣、さくその他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内で、網またはわなを使用して鳥獣の捕獲等しようとする者

② 国および地方公共団体の職員。ただし、職務上必要な場合であって、網またはわなを使用して鳥獣の捕獲等しようとする者に限る。

③ 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わなもしくはつき網を用いてまたは手捕りにより、アライグマ、カラス類、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する者

2 捕獲許可の基準等

(1) 捕獲許可の基準は、別表「被害の防止を目的とする鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等の許可に係る審査基準付表」に掲げるほか、次のとおりとする。

ア 捕獲許可期間については、効果的な捕獲等または採取等が行える時期で、捕獲許可対象以外の鳥獣の繁殖に影響のない必要かつ適切な期間とすること。

イ 捕獲等または採取等する鳥獣または鳥類の卵の数については、被害防止を達成するために必要な最小限の数とすること。

なお、鳥類の卵の採取等にあつては、次のいずれかに該当する場合に許可するものとする。

① 被害を生じさせている鳥類を捕獲等することが困難で、その卵を採取等しなければ被害を防止することができないと認められる場合

② 建築物等の汚染等の防止のため、巣の除去に併せて卵を採取等しなければならない場合

ウ 捕獲等または採取等に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）の数は、被害の状況を的確に把握し、捕獲等または採取等する鳥獣の数および捕獲等または採取等する場所（以下「捕獲区域」という。）の面積等を勘案した必要最小限の数とすること。

エ 捕獲区域は、次の区域を除くものとする。

① 国指定鳥獣保護区

② 銃器またはわなを使用する鳥獣の捕獲等にあつては、法第35条の規定による特定猟具使用禁止区域および特定猟具使用制限区域。ただし、銃器またはわなを使用する方法以外に鳥獣の捕獲等をする方法がなく、やむを得ないと認められる場合で、かつ、事故防止措置が講じられるなど安全が確保されていると認められる場合はこの限りでない。

③ 法第68条の規定による猟区。ただし、法第74条第1項の規定による猟区設定者の承認を得た場合を除く。

④ 施行規則第7条第1項第7号のイからチまでの区域。ただし、被害を防止するため、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

オ 捕獲等または採取等をする方法について、次の猟法または猟具の使用を認めない。

① 法第9条第1項第3号の規定による施行規則第6条に規定するかすみ網。ただし、法第9条第2項の規定による環境大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

② 法第12条第1項第3号の規定による施行規則第10条第3項に規定する禁止猟法。ただし、捕獲等または採取等に必要でやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

③ 法第15条第1項の規定による指定猟法。ただし、同条第4項の規定による環境大臣または北海道知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

④ 法第36条第1項の規定による危険猟法。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けた場合または道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）第16条第1項の規定による北海道知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

(2) 留意事項

ア エキノコックス症の感染予防を目的とするキツネの捕獲等にあつては、北海道エキノコックス症対策実施要領（平成15年4月1日最終改正）第4の3の(1)のアによる「キツネ対策実施要領」に基づき、キツネが人家周辺に出没する原因を除去するなどの対策を講じた上で、捕獲等が必要と認められた場合に限り許可するものとする。

イ アライグマの捕獲等にあつては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)に基づき、主務大臣または国の関係行政機関の長が防除として行う場合ならびに主務大臣および国の関係行政機関の長以外の者が確認または認定を受けて行う防除で、その防除する方法が確認または認定を受けた方法である場合は、捕獲許可を要しない。

ウ 複数人が捕獲等または採取等するため、その代表者をもって捕獲許可を申請する場合にあつては、やむを得ないと認められる場合を除き、捕獲等または採取等をしようとする鳥獣または鳥類の卵の種類ごとの数が申請者各人に割振りされていなければならないものとする。

第4 捕獲許可の手続き

1 捕獲許可申請に必要な書類

- (1) 「鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可申請書・従事者証交付申請書（別紙第1号様式。以下「捕獲許可申請書」という。）」
- (2) 施行規則第7条第1項の規定による「証明書（別紙第3号様式）」
なお、被害者から捕獲等または採取等を依頼された者が行う捕獲許可申請書の内容と(5)のアに基づく依頼書の内容が合致していると認められるときは、証明書は要しないものとする。
- (3) 捕獲許可申請者が複数名もしくは法人の場合は、「鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可申請者(従事者)名簿（別紙第2号様式）」
- (4) 施行規則第7条第2項の規定に基づく次に掲げる図面
 - ア 縮尺5万分の1以上の地図を用いた捕獲区域を明らかにした図面
なお、捕獲区域が函館市行政区域一円であるときは、当該図面は要しない。
 - イ 銃器以外の法定猟法で鳥獣の捕獲等をしようとする場合は、当該猟法を明らかにした図面
- (5) 施行規則第7条第3項の規定に基づき必要と認める次に掲げる書類
 - ア 被害者から捕獲等または採取等の依頼を受けた捕獲許可申請者にあつては、施行細則第2条第2項の規定による「依頼書（別紙第4号様式）」
 - イ 捕獲許可申請者が法人で、その者が鳥獣の捕獲等に網猟免許およびわな猟免許を有しない者を従事させる場合は、「従事適任者証明書（別紙第5号様式）」
 - ウ 網またはわなを使用して鳥獣の捕獲等をしようとする捕獲許可申請者にあつては、それらを設置する場所を明示した図面
 - エ エキノコックス症の感染予防を目的とするキツネの捕獲許可申請にあつては、「キツネ対策計画書（別紙第6号様式）」
 - オ その他の必要と認める書類

2 捕獲許可

(1) 市長は、捕獲許可申請書を受理したときは、必要に応じて被害状況等を調査し、「鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可申請審査票（別紙第7号様式）」により審査を行い、捕獲等または採取等することがやむを得ないと認められるときは許可し、捕獲許可申請者に対し、「鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可証（および従事者証）交付通知書（別紙第8(1)号様式）」により許可の内容を速やかに通知するとともに、施行規則第7条第6項の規定による許可証および同条第9項の規定による従事者証（以下「許可証等」という。）を交付するものとする。また、併せて、次に掲げる様式を交付するものとする。

ア 捕獲許可申請者が法人であるときは、「指示書（別紙第9号様式）」および「従事者台帳（別紙第10号様式）」

イ 「許可証（および従事者証）の返納および捕獲等または採取等の結果報告書（別紙第11号様式）」

(2) 市長は、捕獲等または採取等を許可したときは、捕獲区域を管轄する北海道総合振興局長および警察署長に対し、「鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可通知書」（別紙第8(2)号様式）により、許可の内容を速やかに通知するものとする。

第5 指導事項

市長は、捕獲許可を受けた者（以下「被許可者」という。）に対し、次の事項を指導するものとする。

1 法人にあっては、捕獲従事者に対し、捕獲等または採取等の期間・方法、捕獲等または採取等する鳥獣または鳥類の卵の種類およびその数量ならびに捕獲等または採取等した鳥獣または鳥類の卵の処置方法等を記載した第4の2の(1)のアに掲げる「指示書」を交付し、適切に指導および監督すること。また、「従事者台帳」を整備すること。

2 被害が顕著な地域において捕獲等または採取等をする場合や、捕獲

区域が広域にわたる場合は，一般社団法人北海道猟友会函館支部等の狩猟者団体との緊密な連絡・調整のもと捕獲隊を編成するなど，効果的な捕獲等または採取等に努めること。

3 捕獲等または採取等をするに当たっては，関係法令および捕獲許可の内容を遵守するとともに，人身事故等の発生防止に万全を期すこと。

4 垣，さくその他これに類するもので囲まれた土地または作物のある土地において，捕獲等または採取等をする場合は，あらかじめ，その土地の占有者の承諾を得ること。また，国または地方公共団体等が管理する森林に入林するときは，それら森林管理者の許可等を受けること。

5 捕獲等または採取等をするときは，必ず許可証等を携行し，また，捕獲目的を表示した腕章を着用すること。

6 網やわなを使用して鳥獣の捕獲等をするときは，その使用する猟具ごとに，見やすい場所に，住所，氏名または名称，許可した市長名，許可の有効期間，許可証の番号および捕獲等をしようとする鳥獣の種類を記載した標識を表示すること。

なお，猟具の大きさなどの理由から猟具に標識を表示できないときは，猟具を設置した場所周辺に立て札等の方法により標識を設置すること。

また，これら猟具は，管理可能な範囲において，管理可能な個数を設置するものとし，錯誤捕獲の防止と安全確保のための巡視を徹底すること。

7 捕獲等または採取等した鳥獣または鳥類の卵について，適切な方法で処理すること。また，それらについて，地域の実情に合わせた有効利用を考慮すること。

8 次に該当するときは，許可証等を第4の2の(1)のイに掲げる「許可証（および従事者証）の返納および捕獲等または採取等の結果の報告書」に添えて返納すること。

なお，次の(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合は，その日から起算して30日を経過する日までに許可証等を返納し，

(4)に該当することとなった場合は、速やかに返納すること。

(1) 法第10条第2項の規定により捕獲許可が取り消されたとき。

(2) 法第87条の規定により捕獲許可が失効したとき。

(3) 捕獲許可の有効期間が満了したとき。

(4) 許可証等の再交付を受けた後において、亡失した許可証等を発見し、または回復したとき。

9 捕獲許可の有効期間が満了したときは、その日から起算して30日を経過する日までに、捕獲等または採取等の結果を許可証等の裏面の報告欄に必要事項を記載し、上記8の許可証等の返納に併せて報告すること。

なお、この報告における捕獲等または採取等をした場所は、北海道が発行する鳥獣保護区等位置図（地図編）の2.5センチメートル四方の縦横線で区切られた区域番号（例「ア012」）を記載すること。

10 被許可者が許可証等の再交付の申請をするとき、または被許可者が住所・氏名を変更したときもしくは許可証等を亡失したときは、「再交付申請書・住所等変更届出書・亡失届出書」（別紙第12号様式）により、申請もしくは報告すること。

11 被許可者が死亡または失踪したときは、死亡等届出書（別紙第13号様式）にて報告すること。

第6 行政処分等

1 市長は、被許可者に対し、法第10条第1項の規定に基づき必要な措置を執るべきことを命ずるときは、必要に応じて「措置命令書（別紙第14号様式）」を交付するものとする。

2 市長は、法第10条第2項の規定に基づき捕獲許可を取り消すときは、被許可者に対し、「許可取消通知書（別紙第15(1)号様式）」を交付し、許可証等の返納を求めるものとする。

また、捕獲許可を取り消したときは、捕獲区域を管轄する北海道総合振興局長および警察署長に対し、「許可取消通知書（別紙第15(2)号様式）」により通知するものとする。

3 市長は、必要があると認める場合は、被許可者に対し、法第75条第1項の規定に基づき捕獲等または採取等の実施状況その他必要な事項について報告を求めるものとする。

4 市長は、必要があると認める場合は、職員に法第75条第3項の規定に基づき必要な場所に立ち入らせ、被許可者が所持する鳥獣または鳥類の卵を検査させるものとする。

なお、市長は、この立入検査に従事する職員に対し、あらかじめ施行規則第77条に規定する身分証明書を交付するものとする。

第7 許可台帳の整備

市長は、「鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可台帳（別紙第16号様式）」を整備し、捕獲許可の内容および捕獲等または採取等の結果等を記録するものとする。

第8 調査協力

市長は、北海道が定める野生動物保護管理調査実施要領（平成18年3月29日最終改正）に基づき、捕獲等に関する調査に協力するものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成9年4月17日から施行する。
- 3 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成14年3月6日から施行する。
- 7 この要領は、平成15年4月16日から施行する。
- 8 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 9 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 10 この要領は、平成19年4月16日から施行する。

- 11 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 12 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 13 この要領は、平成24年6月4日から施行する。
- 14 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 15 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

【別表】

被害の防止を目的とする鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等の許可に係る審査基準付表

捕獲許可対象鳥獣の種類	猟法区分	捕獲許可 期 間	捕獲者1人当たりの捕獲 等または採取等の数量	許可1件当たり 捕獲従事者数
カワラバト (ドバト)	箱わな以外		100羽(個)以内	20人以内
	箱わな		200羽以内	10人以内
ニュウナイスズメ, スズメ			100羽(個)以内	20人以内
ハシボソガラス, ハシブトガラス	箱わな以外		200羽(個)以内	50人以内
	箱わな		1,000羽以内	10人以内
キツネ			10頭以内	50人以内
ノイヌ			10頭以内	30人以内
ノネコ			10頭以内	30人以内
アライグマ(特定外来生物)		注2	注2	注2
とがりねずみ科・ねずみ科全種		6月以内	捕獲許可申請頭数	30人以内

注1 飛行場の区域内において、航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲する場合は、捕獲日数を1年以内(通年)とする。

注2 外来鳥獣(特定外来生物)に係る被害防止を目的とした捕獲等については、基準を設けないものとする。

注3 「とがりねずみ科全種」および「ねずみ科全種」については、法第7条第5項第1号に規定する希少種ならびにドブネズミ、クマネズミおよびハツカネズミを除く。

(別紙第1号様式)

年 月 日

函館市長 様

申請者	住 所	〒 電話番号
	氏 名	*代表者 *ほか 名 (別紙名簿のとおり)
	職 業	
	生年月日	年 月 日生

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可申請書
従 事 者 証 交 付 申 請 書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項(同条第8項)の規定により、鳥獣の捕獲等(鳥類の卵の採取等)の許可(従事者証の交付)を受けたいので、次のとおり申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣 または採取等をしようとする 鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等または採取等の目的	
捕獲等または採取等の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
捕獲等または採取等の区域	
捕獲等または採取等の方法 (使用する捕獲用具の名称)	
捕獲等または採取等 をした後の処置	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に 関する法律施行規則第7条第1 項第7号に掲げる場所または区 域において捕獲等または採取等 をしようとする場合にあって は、その場所等の位置、名称お よ び 理 由	
狩猟免許を受けている場合は当 該免許の種類、免許を与えた 知事名ならびに狩猟免状 の番号および交付年月日	
銃器を使用する場合は、 猟銃・空気銃所持許可証 の番号および交付年月日	
備 考	

注1 個人（1人または複数人）による申請の場合

- (1) 1人で申請する場合であって、狩猟者登録をしているときは、備考欄に狩猟者登録の種類、番号及び交付年月日を記載すること。
- (2) 複数人で申請する場合は、住所欄および氏名欄は代表者について記載し、別紙第2号様式の「鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可申請者（従事者）名簿」を添付し、申請者全員について記載すること。
- (3) 本書および別紙の住所欄には、申請者本人、代表者または共同申請者の自宅の住所を記載すること。

2 法人による申請の場合

- (1) 住所欄には、主たる事務所の所在地を記載し、氏名欄には、その法人の代表者の氏名を記載すること。
- (2) 別紙第2号様式の「鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可申請者（従事者）名簿」を添付し、従事者について記載すること。

なお、住所欄には、従事者本人の自宅の住所を記載すること。

3 不要な文字は、抹消すること。

4 目的欄には、「学術研究」、「農林業に係る被害の防止」等、捕獲等または採取等をする事由を記載し、これらに関する必要な資料等を添付すること。

5 捕獲等または採取等をした後の処置欄には、「捕獲現場にて埋設」、「〇〇処理場にて焼却」、「計測後放鳥」等、捕獲等または採取等をする個体の捕獲等または卵の採取等後の処置の方法について記載すること。

6 狩猟免許に係る記入欄には、申請者（法人にあつては捕獲等に従事する者）が狩猟免許を現に受けている場合にあつては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号および交付年月日を記載すること。

7 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄には、銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあつては、当該銃器の所持について申請者（法人にあつては、捕獲等に従事する者）が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に係る許可証番号及び交付年月日を記載すること。

8 捕獲等または採取等をしようとする場所を明らかにした図面及び銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあつては、当該方法を明らかにした図面を添付すること。

9 依頼により申請する場合は、依頼書を添付すること。

10 備考欄には、その他参考となる事項を記載すること。

11 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

12 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(別紙第2号様式)

鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可申請者（従事者）名簿

※ 許可証 (又は従事者証) 番号	住 所	氏 名	印	職 業	生年月日	捕獲等をする鳥 獣または採取等 をする鳥類の卵の 種類および数量	捕獲等または 採取等の方法 (使用する捕獲 用具の名称)	狩猟免許			狩猟者登録			銃器を使用する場合			備考	
								種 類	都道 府県 知事	番 号	交 付 年月日	種 類	番 号	交 付 年月日	所 持 許可証 番 号	交 付 年月日		銃砲の 種 類

- 注1 共同申請の場合は許可申請者名簿として、法人申請の場合は従事者名簿として使用すること。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。
- 3 狩猟者登録欄は、狩猟者登録をしている場合に記入すること。
- 4 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(別紙第3号様式)

証 明 書

年 月 日

函 館 市 長 様

申請者 (代表者)

鳥獣による (生活環境 ・ 農林水産業 ・ 生態系) 被害を防止するため、鳥獣または鳥類の卵を捕獲等または採取等する事由は、次のとおりです。

捕獲等または採取等する鳥獣または鳥類の卵の種類		
被害の状況	被害発生の時期	
	被害発生区域 (場所)	
	被害の内容 被害対象物 被害規模 (量・面積) 被害金額 など	
被害防除対策の実施内容および実施効果		
過去数年間の当該被害区域における被害発生原因である鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等の実績		
備	考	

(注) 必要に応じて、被害状況に関する資料 (写真, 図表等) を添付してください。

(別紙第4号様式)

年 月 日

依頼者	住 所	〒
		電話番号
	氏 名	
	職 業	

依 頼 書

鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害を防止するため、鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等を、次のとおり依頼します。

記

被 依 頼 者	住 所	〒		
		電話番号		
	氏 名	*ほか 名 (別紙被依頼者名簿のとおり)		
	職 業			
	生 年 月 日	年 月 日生		
捕獲等または採取等することを依頼したまた獣又は鳥類の卵の種類				
捕獲等または採取等することを依頼した鳥獣または鳥類の卵の数量				
捕獲等または採取等の区域				
捕獲等または採取等の期間	年 月 日から	年 月 日まで		
被 害 状 況				
依 頼 し た 理 由				

- 注1 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 依頼者が複数の場合は、被依頼者各人の住所、氏名、職業および生年月日を記載した「被依頼者名簿」を添付すること。

従事適任者証明書

年 月 日

函 館 市 長 様

申請者住所・氏名

銃器を使用する方法以外の方法を使用した鳥獣の捕獲等に従事させる網猟免許およびわな猟免許を有しない次の者については、捕獲等の従事者として適任であることを証明します。

記

1 捕獲等に従事させる者

- (1) 住 所
- (2) 氏 名
- (3) 生年月日
- (4) 職 業

2 捕獲等の従事者として適任と認める事由

(1) 次の各号のいずれにも該当しない者である。

ア 20歳に満たない者（法第40条第1号）

イ 統合失調症、そううつ病またはてんかんなど、捕獲等を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気にかかっている者（法第40条第2号、省令第47条）

ウ 麻薬、大麻、あへんまたは覚せい剤の中毒者（法第40条第3号）

エ 自己の行為の是非を判別し、またはその判別に従って行動する能力がなく、または著しく低い者（法第40条第4号）

オ 法または法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑の処せられ、その執行を終わる、または執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者（法第40条第5号）

カ 狩猟免許を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（法第40条第6号）

キ 狩猟免許試験の合格の決定を取り消され、狩猟免許試験を受けることができないとされた期間を経過しない者（法第50条第3項）

(2) 捕獲等の許可申請日前1年以内に次の研修等を受け、捕獲等に係る関係法令及び捕獲技術等（網またはわなの設置および撤収の方法ならび捕獲個体の処理等）に関する知識を有している。

ア 研 修

研 修 の 名 称	
研修の実施年月日	年 月 日 (受講時間 時間)
研修の実施場所	
研修の実施主体	
研修講師の職氏名 (講師の資格等)	(<input type="checkbox"/> 網猟・わな猟免許所持者, <input type="checkbox"/> 鳥獣行政事務担当職員)

イ その他

--

- 注 1 法は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」をいう。
2 省令は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）」をいう。
3 研修には、狩猟者団体等が行う狩猟免許試験に係る予備講習を含む。この場合、講師の職氏名の記入は要しない。

(別紙第6号様式)

キツネ対策計画書

1 キツネ対策実施状況

項 目	内 容
キツネ対策実施の理由	
対策実施区域	
キツネの出没頭数	
キツネの出没原因等	
出没原因に対する措置状況	
そ の 他	

2 キツネ捕獲計画

項 目	内 容
捕 獲 期 間	
捕 獲 区 域	
捕 獲 予 定 頭 数	
捕 獲 実 施 者	

(別紙第7号様式)

鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可申請審査票

項 目		申 請 内 容	審 査 基 準
捕獲等または採取等許可申請者	住所	ほか 名	1 被害者 2 法人 3 被害者又は法人等から依頼を受けた者 〔 依頼者住所氏名 〕
	氏名		
捕獲等または採取等従事者の氏名および人数		ほか 名	<input type="checkbox"/> 本市または近隣市町居住者 <input type="checkbox"/> 損害賠償能力 1 狩猟者登録者 2 上記を除く損害賠償能力を有している者 3 損害賠償能力を問わない者 <input type="checkbox"/> 従事者数(要領別表「許可1件当たり捕獲従事者数」の範囲内)
捕獲等または採取等対象鳥獣または鳥類の卵	種類	(1人当) (総量)	<input type="checkbox"/> 鳥獣の種類(要領別表「捕獲許可対象鳥獣」) <input type="checkbox"/> 捕獲等数量(要領別表「1人当たり捕獲等・採取等数量」)
	数量		
捕獲等または採取等の目的(被害状況)		1 生活環境被害防止〔 〕 2 農林水産業被害防止〔 〕 3 生態系被害防止〔 〕	
捕獲等または採取等の期間		年 月 日 〔 年 月 日(月)間〕	<input type="checkbox"/> 捕獲等期間(要領別表「捕獲許可期間」範囲内) <input type="checkbox"/> 適切な期間〔 ・効果的な捕獲等または採取等の実施時期 ・許可対象以外の鳥獣の繁殖の影響なし 〕
捕獲等または採取等の区域			<input type="checkbox"/> 国指定鳥獣保護区は含まれていない。 <input type="checkbox"/> 次の区域を含む。【施行規則第7条第1項第7号】 1 〔 〕特定猟具使用禁止区域(安全確保対策あり) 2 〔 〕特定猟具使用制限区域(安全確保対策あり) 3 道指定〔 〕鳥獣保護区 4 〔 〕休猟区 5 公道 6 国立公園・国定公園特別保護地区 7 都市計画施設(区域明示公共空地等) 8 原生自然環境保全地域 9 社寺境内 10 墓地
捕獲等または採取等の方法(猟具の種類)		1 網 () 2 わな () 3 銃器 () 4 手捕り 5 その他 ()	<input type="checkbox"/> 施行規則第10条第3項各号に規定する禁止猟法ではない。 <input type="checkbox"/> 上記禁止猟法であるが、使用はやむを得ない。 <input type="checkbox"/> 次の猟法に係る許可を受けている。 1 かすみ網(環境大臣許可) 2 指定猟法(北海道知事許可) 3 危険猟法(環境大臣許可・北海道知事許可)
捕獲許可申請に必要な関係書類		<input type="checkbox"/> 「鳥類の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可申請書」 <input type="checkbox"/> 「証明書」(「依頼書」の内容と合致する場合は不要。) <input type="checkbox"/> 「鳥類の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可申請者(従事者)名簿」 <input type="checkbox"/> 「依頼書」(被害者または法人等から依頼された場合に限る。) <input type="checkbox"/> 「従事適任者証明書」 <input type="checkbox"/> 「捕獲区域図」(市内全域を対象とする場合を除く) <input type="checkbox"/> 「猟法図(猟具の構造図等)」(銃器以外の猟法に限る。) <input type="checkbox"/> 「猟具設置位置図」(網またはわなを設置する場合に限る。) <input type="checkbox"/> 「キツネ対策計画書」(エキノコックス感染症予防を目的としたキツネの捕獲等に限る。) <input type="checkbox"/>	
【許可の適否】			
<input type="checkbox"/> 捕獲等または採取等の必要性が認められるため、申請どおり許可することが適当である。 <input type="checkbox"/> 捕獲等または採取等の必要性は認められるが、許可に当たって次の理由から条件を付すことが適当である。 〔理由 〕 〔条件 〕 <input type="checkbox"/> 次の理由から、許可しないことが適当である。 〔理由 〕			

※ 該当する□にレ点を付し、数字を○で囲む。また、括弧には必要事項を記載する。

(別紙第8(1)号様式) [表面]

函 農 林
年 月 日

(申請(代表)者) 様

函 館 市 長

鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可証(および従事者証)交付通知書
年 月 日付けで申請のあった鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等(および従事者証の交付)について、次のとおり許可し、別添許可証(および従事者証)を交付します。
なお、許可証(および従事者証)については、許可の有効期間が満了した日の翌日から起算して30日以内に「許可証(および従事者証)の返納および捕獲等または採取等の結果報告書(別紙第11号様式)」に添付の上、返納してください。

記

許可証番号	第 号 ~ 第 号
従事者名および従事者証番号	ほかに 従事者証番号 第 号 ~ 第 号
捕獲等または採取等する鳥獣の種類および数量または鳥類の卵の数量	
捕獲等または採取等の目的	
捕獲等または採取等の期間 (許可有効期間)	年 月 日 ~ 年 月 日
捕獲等または採取等の区域	
捕獲等または採取等の方法	
捕獲等または採取等の条件	

(農林水産部農林整備課)

- (注) 1 被許可者または従事者が複数にわたる場合は、許可申請書の「鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可申請者(従事者)名簿」の「許可証(または従事者証)番号」欄に許可証番号または従事者証番号を記入し、その写しを本通知書に添付すること。
- 2 「捕獲等または採取等の方法」欄には、猟具の種類または猟法の種類を記入すること。
- 3 許可に当たって、申請の内容を制限したまたは条件を付した場合は、被許可者に対し、不服審査等の手続きを次のとおり教示すること。

教 示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、函館市長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、函館市(訴訟において函館市を代表する者は、函館市長となります。)を被告として、函館地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、処分または裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分または裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 4 不要な文字は削除すること。

(別紙第8(1)号様式)〔裏面〕

- 1 法人にあっては、捕獲従事者に対し、捕獲等または採取等の期間・方法、捕獲等または採取等する鳥獣または鳥類の卵の種類およびその数量ならびに捕獲等または採取等した鳥獣または鳥類の卵の処置方法等を記載した「指示書(別紙第9号様式)」を交付し、適切に指導および監督すること。また、「従事者台帳(別紙第14号様式)」を整備すること。
- 2 被害が顕著な地域において捕獲等または採取等をする場合や、捕獲区域が広域にわたる場合は、狩猟者団体との緊密な連絡・調整のもと捕獲隊を編成するなど、効果的な捕獲等または採取等に努めること。
- 3 捕獲等または採取等をするに当たっては、関係法令および捕獲許可の内容を遵守するとともに、人身事故等の発生防止に万全を期すこと。
- 4 垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地または作物のある土地において、捕獲等または採取等をする場合は、あらかじめ、その土地の占有者の承諾を得ること。
また、国または地方公共団体等が管理する森林に入林するときは、それら森林管理者の許可等を受けること。
- 5 捕獲等または採取等するときには、必ず許可証等を携行し、また、捕獲目的を表示した腕章を着用すること。
- 6 網やわなを使用して鳥獣の捕獲等をするときは、その使用する猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名または名称、許可した市長名、許可の有効期間、許可証の番号および捕獲等をしようとする鳥獣の種類を記載した標識を表示すること。
なお、猟具の大きさなどの理由から猟具に標識を標示できないときは、猟具を設置した場所周辺に立て札等の方法により標識を設置すること。
また、これら猟具は、管理可能な範囲において、管理可能な個数を設置するものとし、錯誤捕獲の防止と安全確保のための巡視を徹底すること。
- 7 捕獲等または採取等した鳥獣または鳥類の卵について、適切な方法で処理すること。
また、それらについて、地域の実情に合わせた有効利用を考慮すること。
- 8 次に該当するときは、許可証等を「許可証(および従事者証)の返納および捕獲等または採取等の結果報告書」に添えて返納すること。
なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合は、その日から起算して30日を経過する日までに許可証等を返納し、(4)に該当することとなった場合は、速やかに返納すること。
 - (1) 法第10条第2項の規定により捕獲許可が取り消されたとき。
 - (2) 法第87条の規定により捕獲許可が失効したとき。
 - (3) 捕獲許可の有効期間が満了したとき。
 - (4) 許可証等の再交付を受けた後において、亡失した許可証等を発見し、または回復したとき。
- 9 捕獲許可の有効期間が満了したときは、その日から起算して30日を経過する日までに、捕獲等または採取等の結果を許可証等の裏面の報告欄に必要事項を記載し、上記9の許可証等の返納に併せて報告すること。
なお、この報告における捕獲等または採取等をした場所は、北海道が発行する鳥獣保護区等位置図(地図編)の2.5センチメートル四方の縦横線で区切られた区域番号(例「ア012」)を記載すること。

- (注) 1 被許可者または従事者が複数にわたる場合は、許可申請書の「鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可申請者（従事者）名簿」の「許可証（または従事者証）番号」欄に許可証番号または従事者証番号を記入し、その写しを本通知書に添付すること。
- 2 「捕獲等または採取等の方法」欄には、猟具の種類または猟法の種類を記入すること。
- 3 許可に当たって、申請の内容を制限しまたは条件を付した場合は、被許可者に対し、不服審査等の手続きを次のとおり教示すること。

教 示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、函館市長に審査請求をすることができます。
 - 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、函館市（訴訟において函館市を代表する者は、函館市長となります。）を被告として、函館地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、処分または裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分または裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 4 不要な文字は削除すること。

(別紙第8(2)号様式)

函 農 林
年 月 日

〔 函館中央警察署長
北海道渡島総合振興局長 〕 様

函 館 市 長

鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可通知書
鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等について、次のとおり許可しましたので通知します。
記

被許可者住所，氏名 および許可証番号	許可証番号 第 号 ～ ほか 第 号 名
従事者名および従事者証番号	従事者証番号 第 号 ～ ほか 第 号 名
捕獲等または採取等する 鳥獣の種類および数量または 鳥類の卵の数量	
捕獲等または採取等の目的	
捕獲等または採取等の期間 (許可有効期間)	年 月 日 ～ 年 月 日
捕獲等または採取等の区域	
捕獲等または採取等の方法	

(農林水産部農林整備課)

- (注) 1 被許可者または従事者が複数にわたる場合は、許可申請者の「鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可申請者(従事者)名簿」の「許可証(または従事者証)番号」欄に許可証番号または従事者証番号を記入し、その写しを本通知書に添付すること。
- 2 「捕獲等または採取等の方法」欄には、猟具の種類または猟法の種類を記入すること。
- 3 必要に応じて捕獲等または採取等の区域の図面を添付すること。
- 4 不要な文字は、削除すること。

(別紙第9号様式)

〔表面〕

従事者証番号 第 号	
交付年月日 年 月 日	
指 示 書	
指示者（法人名） 代表者名	
従事者氏名	に対する指示内容
捕獲等または採取 等の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
捕獲等または採取 等の区域	
捕獲等または採取 等の方法	
捕獲等する鳥獣ま たは採取等する鳥 類の卵の種類およ びその割当数量	
捕獲等または採取 等をした後の処置 備 考	

〔裏面〕

報 告 欄			
捕獲等した鳥獣ま たは採取等した鳥 類の卵の種類	捕獲等また は採取等し 数量	捕獲等また は採取等し た区域	捕獲等または 採取等した後 の処置の概要
注 意 事 項			
1 捕獲等または採取等に従事する際は、本指示書を必ず携帯すること。			
2 捕獲等または採取等に当たっては、関係法令を遵守するとともに事故防止に努めること。			
3 鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等の状況を適宜報告し、必要な指示を受けること。			
4 指示を受けた捕獲等または採取等の期間が満了したときは、報告欄に必要事項を記入の上、本指示書を速やかに返納すること。			

(別紙第10号様式)

従 事 者 台 帳

許可証番号		許可年月日	年 月 日
-------	--	-------	-------------

全 葉中の

従 事 者				指 示 書 の 内 容 お よ び 捕 獲 等 ま た は 採 取 等 の 報 告 記 録						
従事者証番号	氏 名 (生年月日)	住 所	職 業	交付年月日 返納年月日	捕獲等または 採取等期間	捕獲等または 採取等区域	捕獲等または 採取等方法	鳥獣または鳥類の卵の種 類および捕獲割当数量	捕獲等または採 取等の後の処置	備 考
	()				自 . . . 至 . . .					
	()				自 . . . 至 . . .					
	()				自 . . . 至 . . .					
	()				自 . . . 至 . . .					
	()				自 . . . 至 . . .					
	()				自 . . . 至 . . .					
	()				自 . . . 至 . . .					

注1 「指示書の内容および捕獲等または採取等の報告記録」欄の上段には指示書の交付内容を記載し、下段には指示書の返納（捕獲等または採取等の報告）の内容を記載すること。
 2 狩猟者を有している従事者にあつては、「備考」欄に狩猟免許の種類を記入すること。

(別紙第12号様式)

再交付申請書・住所等変更届出書・亡失届出書

年 月 日

函館市長 様

住 所
氏 名
電話番号

再交付申請

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）
第7条第10項の規定に基づき、次のとおり〔許可証・従事者証・指示書〕の再交付を
申請します。

住所等変更届出

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）
〔第7条第11項・第7条第12項〕の規定に基づき、次のとおり〔住所・氏名〕
の変更を届け出ます。

亡失届出

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）
〔第7条第13項・第7条第14項〕の規定に基づき、次のとおり〔許可証・従事者証
・指示書〕の亡失を届け出ます。

記

許可番号		
交付年月日		
変更・亡失（滅失） 年月日		
住所変更	旧	
	新	
(フリガナ) 氏名変更	旧	
	新	
変更・亡失（滅失） ・再交付の事由		
備 考		

- 注1 申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称および代表者名を記載すること。
2 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。
3 住所又は氏名の変更届出の場合は、その変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の
写し等）を添付するか、又は届出書提出時に提示すること。

(別紙第 1 3 号様式)

年 月 日

函館市長 様

届出義務者	住 所	〒 電話番号
	氏 名	*

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

死亡等届出書

次の者は、 年 月 日死亡（失踪（そう））したので届け出ます。

住 所	
氏 名	

注 1 住民票または運転免許証（写し）を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(別紙第14号様式)

措置命令書

函 農 林
年 月 日

(申請(代表)者) 様

函 館 市 長

鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可(年 月 日付け函農林)の条件に違反しているので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり措置することを命じます。

記

違反行為 (内容)	
採るべき 措置の内容	
措置の期限	年 月 日
備 考	<p>1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、函館市長に審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、函館市(訴訟において函館市を代表する者は、函館市長となります。)を被告として、函館地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分または裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>

(農林水産部農林整備課)

函 農 林
年 月 日

(申請 (代表) 者) 様

函 館 市 長

許可取消通知書

年 月 日付け函農林で許可した鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可について、鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり取り消します。

つきましては、許可証（および従事者証）を速やかに返納してください。

記

許 可 の 取 消 理 由	
許 可 の 取 消 年 月 日	年 月 日
備 考	<p>1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、函館市長に審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、函館市（訴訟において函館市を代表する者は、函館市長となります。）を被告として、函館地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、処分または裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分または裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>

(別紙第 1 5 (2) 号様式)

函 農 林
年 月 日

〔 函館中央警察署長
北海道渡島総合振興局長 〕 様

函 館 市 長

許可取消通知書

ほか 名の鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等許可（
年 月 日付け函農林）について、次のとおり取り消しましたので通知します。

記

許可の取消理由	
許可取消年月日	年 月 日
備 考	

(農林水産部農林整備課)

